

# ⚠️ 熱中症警戒アラート

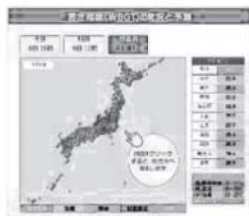
例年熱中症への注意を呼び掛けるため、気温が35度以上になった場合に気象庁において「高温注意情報」を発令していました。本年5月27日に行われました気象庁と環境省による「検討会」において、例年気象庁から発信されていた「高温注意情報」の発表基準を暑さ指数にかえ、気象庁と環境省の共同発表による「熱中症警戒アラート」を関東甲信地方のみ、試験的に7月から10月までの期間に情報を発信することとなりました。暑さ指数(WBGT)33度以上になった時に発令されます。

南部町では、暑さ指数(WBGT)が33度以上になった時に、前日の夜と当日の朝の定時放送の後に「熱中症警戒アラート」の放送を行います。

熱中症警戒アラートは、暑さへの「気づき」を呼びかけて予防行動をとっていただくための情報です。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、その前日夕方または当日早朝に発表されますので、以下のような予防行動を積極的にとりましょう。

## 1. 気温・湿度・暑さ指数を確認しましょう

- ・身の回りの気温・湿度・暑さ指数(WBGT)を測定する
- ・環境省や気象庁のホームページでも確認できる



## 2. 熱中症リスクの高い方に声かけをしましょう

- ・熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は十分に注意を
- ・3密(密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをする



## 3. 外での運動や活動は中止/延期しましょう

- ・不要・不急の外出はできるだけ避ける
- ・エアコン等が設置されていない屋内外での運動や活動等は、原則、中止や延期をする



## 4. 「熱中症予防行動」を普段以上に実践しましょう

- ・暑さを避けましょう
- ・適宜マスクをはずしましょう
- ・こまめに水分補給しましょう



◆ ご不明な点がございましたら、役場交通防災課までお問合せください。  
交通防災課 ☎ 66-3417